



ベトナム:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート (2020年4月1日時点)

執筆者: ヴ・レ・バン(Vu Le Bang)、ハー・ホアン・ロック(Ha Hoang Loc)、
グエン・テイ・タン・フォン(Nguyen Thi Thanh Huong)、村田 智美

* 本書は、2020年4月1日時点の情報に基づいて執筆しています。

1. 首相指令第16号

2020年3月31日、グエン・スアン・フック首相は、指令第16号(Directive No. 16/CT-TTg)を発令し、COVID-19の予防のための緊急措置を要請しました。主な内容は以下のとおりです。

- (i) 2020年4月1日午前0時から15日間、全国的な隔離を実施する。家族と家族、村と村、郡と郡、県と県、省と省は互いに隔離し、工場においては労働者間で安全距離をとり、フェイスマスクを着用させ、作業場を消毒すること。個人に対して、絶対に必要な場合(食料・薬品の購入、緊急治療、必要不可欠な商品又は役務を提供するため運営を継続することが認められる施設で勤務する場合その他の緊急の場合)を除き、自宅に待機するよう要請する。接触する場合には2メートル以上の安全距離を維持すること。オフィスビル、学校、病院及び公共の場所以外で2人を超えて集合してはならない。企業、工場、事業所の長は、労働者の健康と安全を確保するために、企業、工場、事業所における感染症予防策を実施する責任を負う。
- (ii) 国家機関及びその下部機関の職員は、必要不可欠な物品及び役務の提供又は機密文書の取扱い等、実際に出勤することが絶対的に必要なものを除き、在宅勤務のためにIT技術を導入しなければならない。
- (iii) 交通運輸省及び各省の人民委員会は、原則として、①公共交通機関を停止し、②ある地域から他の地域への移動を制限し、③公務の遂行、重要な食料の供給、企業の労働者と専門家の輸送、生産に必要な原材料の輸送を除き、感染地域から他の地域への移動を停止するよう命じる。
- (iv) ラオス及びカンボジアとの国境沿いの人々のメインゲート及びサブゲートを一時的に閉鎖し、陸上の国境検問所を通じた入国管理を厳格に行い、ラオス・カンボジアから入国した人々を14日間隔離する。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. ハノイ市人民委員会指令第 5 号

2020 年 3 月 31 日、ハノイ市人民委員会は、首相指令第 16 号を実施するため、指令第 5 号(Directive No. 5/CT-UBND)を発令し、以下の事業については運営の継続が認められることを明確にしました。

- (i) スーパーマーケット(娯楽及びその場で提供される飲食サービスを除く)
- (ii) 商業施設(上記(i)のスーパーマーケット及び病院のみ)
- (iii) 伝統的市場(乾燥食品及び生鮮食品を販売する店舗のみ)
- (iv) コンビニエンスストア(その場で提供される飲食サービスを除く)
- (v) 日用品店、青果店
- (vi) ホテルその他の宿泊施設
- (vii) 農産物、食品及び医薬品のチェーン店
- (viii) 診察及び治療サービス
- (ix) 郵便サービス
- (x) 銀行サービス・電子決済サービス
- (xi) 放送及び通信サービス
- (xii) 警備サービス
- (xiii) ガス・石油販売店
- (xiv) 葬儀サービス
- (xv) アルコール・薬物依存症患者治療施設
- (xvi) 社会保護施設

3. ホーチミン市人民委員会の指示

同様に、ホーチミン市人民委員会も、首相指令第 16 号を実施するよう下部機関に指示しています。その中には、(i)国家機関及びその下部機関の職員が在宅勤務するために IT 技術を導入し、行政手続において申請書類を対面で受領するのではなくオンラインで受け付けること、(ii)個人に対し、首相指令第 16 号で認められている場合を除き、自宅に待機するよう要請すること、(iii)必要不可欠な商品又は役務を提供するために活動することが認められている企業と予防措置がとられるよう協力すること、(iv)交通運輸省の指導にしたがい輸送を制限すること、(v)感染が疑われる者を特定し、その隔離を厳格に監督すること、などが含まれます。¹

4. 公安大臣電信第 2 号

同年 3 月 31 日、公安大臣は、電信第 2 号(Telegram No. 2)を発出し、あらゆるレベルの公安機関に対し、①勤務シフトを分けること及び密接な接触を抑制すること、②緊急の場合を除き、市民への対応を一時的に中止すること、③首相指令第 16 号違反を発見した場合には適時に厳正に対処すること、④感染が疑われる者を特定し、その隔離を厳格に監督することなど、首相指令第 16 号をはじめとする所管官庁の指示を厳格に遵守するよう要請しました。²

5. 首相による COVID-19 の全国的流行の宣言

同年 4 月 1 日、フック首相は、決定 447/QĐ-TTg を発表し、COVID-19 の全国的な流行を宣言しました。この決定によれば、すべての対象者は、首相の指示(指令第 16 号を含む。)を厳格に実施し、かつ、感染症の管理及び予防に関する法律に基づき適用される措置に従わなければならないこととされています。この法律に基づく措置には、流行宣言と報告、隔離の組織化、感染地域

¹ <http://www.hochiminhcity.gov.vn/thongtintinhpho/tintuc/Lists/Posts/Post.aspx?CategoryId=34&ItemId=64039&PublishedDate=2020-04-01T20:00:00Z>; <http://www.hochiminhcity.gov.vn/thongtintinhpho/tintuc/Lists/Posts/Post.aspx?CategoryId=3&ItemId=64034&PublishedDate=2020-04-01T07:35:00Z>

² <https://dantri.com.vn/xa-hoi/bo-cong-an-xu-ly-nghiem-truong-hop-vi-pham-chi-thi-cach-ly-toan-xa-hoi-20200401160451036.htm>

における衛生、消毒および滅菌、感染地域への出入りの管理、リソースの動員及び徴用などが含まれます。最高レベルの措置は、国会又は国家主席による国家緊急事態宣言ですが、本稿執筆時点においてはまだ発令されていません。



ヴレバン
[Vu Le Bang](#)

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー*
vu.le.bang@jurists.jp



ハーホアン ロック
[Ha Hoang Loc](#)

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー*
ha.hoang.loc@jurists.jp



グエンティタン
[Nguyen Thi Thanh](#)
フォン
[Huong](#)

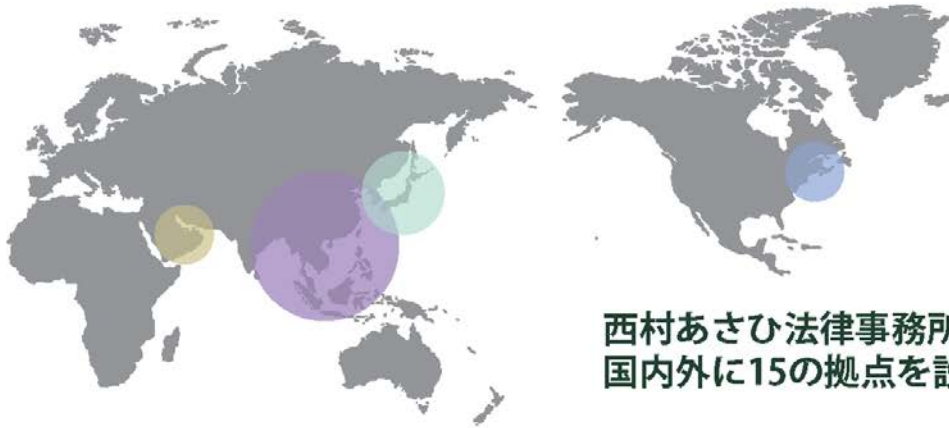
西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムカウンセラー
nguyen.thi.thanh.huong@jurists.jp



むらた ともみ
[村田 智美](#)

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
t.murata@jurists.co.jp

* 外国法共同事業を営むものではありません。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所 *外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。